

嘉手納町学習支援等補助金について

1. 対象となる方

次の二つを満たす児童生徒の保護者が対象となります。

①嘉手納町にお住まいの方

申請する日に、保護者とお子様とともに嘉手納町に1年以上継続して居住し（住民登録があること）、かつ同じ世帯であること。

②町立以外の学校に通っているお子様がいる方

私立や公立（町外）の小中学校、インターナショナルスクール、アメリカンスクール、フリースクールなどに通っているお子様の保護者であること。

2. 補助の内容

	対象になる経費	補助金額
教材費	各年度で選定され授業で使用するもの。 問題集、副読本などの図書教材、学用品費、 学習端末（PC、タブレット等）の購入費やオ ンライン教材の使用料等	小学校1年 17,000円 小学校1年以外 11,000円 中学生 13,000円
給食費	通学先で提供される食事に係る費用。ただ し、食事の提供がない場合は、持参する食事 に係る費用	小学校 63,800円 中学校 69,300円
英語検定	各年度において1回の検定料	2級～5級 準会場での検定料 1級、準1級 本会場での検定料

※金額はすべてお子様1人あたりの上限額（税込）です。

※ご提出いただいた領収書等から算出した実支出額と比較して少ない方の額を交付いたします。

※学校により学年の区分が異なる場合は、お子様の年齢に該当する町立学校の学年を適用します。

3. 申請に必要なもの

- ①嘉手納町学習支援等補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②在学または通学を証明する書類（私立、公立の小中学校に通う場合は省略可）
- ③支払いを証明する書類（領収書等：令和8年4月1日以降の領収書が対象）

4. 申請時期と振込月

申請については、令和8年度内いつでも受付を行っています。申請書、添付書類の提出時期によって、補助金の振込月が変わります。

- ①4月～9月に提出された申請分 → 10月に振込
- ②10月～3月に提出された申請分 → 翌年4月に振込

※給食費など毎月お支払いがある場合には、領収書をためて3月にまとめて申請することも可能です。